

生活支援情報

本誌6ページ〜10ページで、被災された方々への生活支援情報を掲載しています。

※制度の詳細や必要書類等については、町ホームページ(以下のQRコード)をご覧ください。



被災者生活再建支援制度

【支援金額(単位:万円)】

居住する住宅が被災し全壊、大規模半壊、中規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金(中規模半壊を除く)と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

【対象世帯】

- (1)住宅が「全壊」した世帯(全壊世帯)
- (2)住宅が「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」し住宅をやむを得ず解体した世帯又は、住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯)
- (3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)
- (4)住宅が「大規模半壊」した世帯(大規模半壊世帯)
- (5)住宅が「中規模半壊」した世帯(中規模半壊世帯)

区分	基礎支援金		住宅の再建方法		加算支援金
	貸借	補修	建設・購入	建設・購入	
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	100	200	200	
大規模半壊世帯	50	100	200	200	
中規模半壊世帯	—	—	100	50	25

※1人世帯の場合は、右の表の支援金額が4分の3となります。

※詳しくは、こちらをご覧ください。



【申請期限】

基礎支援金：令和5年9月4日まで
 (災害発生した日から起算して13か月)
 加算支援金：令和7年9月4日まで
 (災害発生した日から起算して37か月)

※本誌7ページの「被災住宅等再建補助金」も併せてご覧ください。

【問合せ】

総務課 ☎0778-47-8000

住宅建設等利子補給

被害住宅の建設、購入、補修のために金融機関で融資を受けた時にかかる利子を補給します。

【支援対象者及び利子補給対象限度額】

自ら居住する自己所有の住宅に床上浸水相当以上の被害を受け、住環境の復旧のために、補修または町内に住宅を新築、購入しその住宅を所有し、金融機関で住宅融資を受ける者

- ①新築又は購入：3,700万円
 (土地取得なしの場合2,700万円)
- ②補修：1,200万円

【利子補給率の上限】

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の貸付金利(現在：年1・37% ※貸付金利については、毎月変動する可能性があります)

【利子補給期間】

5年(利子補給開始は、住宅の補修や新築又は購入後)

【建物完成期限】

令和7年3月末

【申請期間】

令和4年9月20日(火)から令和6年3月31日(日)まで(予定)

【申請場所】

金融機関又は総務課

※ご利用を考慮している方は、総務課へご相談ください。

【問合せ】

総務課 ☎0778-47-8000

被災住宅等再建補助金

被害住宅の建設、購入、補修にかかる費用を補助します。
 国の被災者生活再建支援制度に加えて行う、町独自の補助制度です。

【対象者】

- ・住宅の被害程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊にいたらない(床上浸水)」の方
- ・床上浸水の被害を受けた住家相当と認める建物(日常的に維持管理を行っているものに限る。)の所有者又は使用者の方

【対象となるもの】

建設、購入、補修にかかった費用の4分の3以内
 ※すでに建設、購入、補修をしている場合も対象となります。

【補助上限金額】

- (1)全壊 100万円
 - (2)大規模半壊 50万円
 - (3)中規模半壊 50万円
 - (4)半壊、準半壊、準半壊にいたらない(床上浸水) 50万円
 - (5)住家相当と認めた建物(補修に限ります。) 50万円
- ※1人世帯の方で、右記(1)・(2)・(3)の場合は、上限金額が4分の3の金額となります。

【申請期限】

令和6年2月28日まで

※本誌6ページの「被災者生活再建支援制度」も併せてご覧ください。

【問合せ】 総務課 ☎0778-47-8000

被災自動車購入補助金

被災した自動車の入替(購入)費用を補助します。

【対象となるもの】

- 被災証明書が発行されている自動車の入替(購入)
- 1人の所有者または使用者につき1台
- ※入替前後の所有者等は、同一である必要があります。
- ※すでに入替(購入)している場合も対象となります。

【対象費用】

四輪の自家用自動車の入替(購入)に要する費用
 ※車両の本体価格に限ります。

【補助金額】

上限10万円(対象費用の1/3)

【必要書類】

- 被災証明書(被災届)
- 被災車両の所有者又は使用者及び車両番号の分かる書類(納税通知書又は保険金支払通知書等)
- 被災車両が廃車となり入替(購入)したことが分かる書類(廃車証明書、車検証、契約書又は領収書等)

【申請期限】

令和4年12月31日まで

【問合せ】 総務課 ☎0778-47-8000

被災家屋等の解体・撤去制度について

令和4年8月大雨災害により損壊した被災家屋等について、罹災証明書等で「全壊」と判定された住家と空き家を対象に、次のとおり解体制度を創設しました。

	内容	留意事項
公費解体制度	生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、本町が所有者に代わって、 災害廃棄物 として解体及び撤去する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 一時的にも費用負担が発生しません。 書類受付順から解体の準備を進めるため、解体作業までに時間を要します。
自費解体制度	今年度に限り、既に解体・撤去を実施済みの方を対象に、 解体・撤去に要した費用を償還する制度 です。 費用償還は、解体業者との契約が令和4年12月31日までに締結されたものに限りです。	<ul style="list-style-type: none"> 早く解体作業を実施できます。 一時的な費用負担が発生します。 全額償還されない場合があります。

【対象となる家屋】

罹災証明書で「全壊」と判定された住家とその基礎

※基礎部分の解体等については、3階建て以下の建物が対象となります。

■**空き家**については、町が認定調査を行い「全壊」と判定されたもの

■住家に付属する浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

※詳しくは、建設整備課までお問合せください。

■**問合せ** 建設整備課 ☎0778-4718003

水害により被災した空き家等の解体補助

浸水し、緊急的又は予防的な除却が必要な空き家等の解体費用を補助します。

【対象者】

■水害により被災(床上浸水した空き家等の所有者

■空き家等の所有者から解体及び撤去について委任を受けた者

【補助対象経費】

床上浸水した空き家の解体撤去費用

【補助上限額(補助率)】

30万円(補助対象経費の1/3)

※空き家の構造が木造以外や延べ床面積が200㎡以上などの特定の要件を満たすと、補助率は2/3、補助上限額は60万円となります。

■**問合せ** 総務課防災安全室 TEL0778-4718016

南越前町農作物被害特別給付金

異常な天然現象を原因とした激甚災害により、農業被害を受けた農業者に対して、**農業経営の継続と安定を図り、水田における耕作放棄地の発生を防止すること**を目的として、給付金を交付します。

【対象者】

■町内に居住又は住所を有する個人若しくは事業者、集落営農組織

■令和5年度以降も農業経営を継続する者

【要件等】

■南越前町農業再生協議会に令和4年産の水稲共済細目書を提出している者

■異常な天然現象による激甚災害発生時において、次の(1)又は(2)の作付を行っていること。

(1)水稲 10a以上の作付

(2)水稲以外の作物 2a以上の作付

【給付金額】

18,000円/10a × 被害面積(a)

【事業年度】

令和4年度限り

【問合せ】

農林水産課 ☎0778-4718001

災害に伴う町税の減免について

8月豪雨により被災された方で、要件に該当する場合、申請により町税の減免を受けることができます。

【減免の対象となる税】

被災日(令和4年8月4日)以後に納期限が設定されている令和4年度の下記税が対象となります。

- 町県民税
- 固定資産税
- 国民健康保険税

【町県民税・国民健康保険税の減免について】

被災した住宅または家財の損害の割合および納税義務者の前年の合計所得金額(国民健康保険税の場合は世帯主と国保加入者の所得を合計)が下記減免基準を満たす場合に適用となります。

※主に罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊と判定された場合、減免の対象となります。

前年の合計所得金額	損害の割合	
	10分の3以上	10分の5以上
500万円以下	減免の割合 2分の1	減免の割合 全額
500万円超 750万円以下	減免の割合 4分の1	減免の割合 2分の1
750万円超 1,000万円以下	減免の割合 8分の1	減免の割合 4分の1

【固定資産税の減免について】

対象となる土地、家屋、償却資産について、減免となります。

- 土地の場合** 大量の岩石等の流入やがけ崩れ、川の氾濫や土石流により、土地が埋没・崩壊・流出して利用できなくなった場合に適用されます。

損害の程度	減免割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるもの	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4

●家屋の場合

罹災証明書の損害の程度	罹災証明書が発行されていない場合の目安	減免割合
全壊	家屋の原型をとどめない又は復旧不能の場合	全部
大規模半壊	主要構造部分が著しく損傷し、大修理が必要な場合	10分の8
中規模半壊 半壊	屋根、内装、外壁、建具等に著しい損傷を受けて修理、又は取替が必要な場合	10分の6
準半壊	下壁等に損傷を受け修理、又は取替が必要な場合	10分の4

- 償却資産の場合** 町民税務課へご相談ください。

【申請方法】

受付場所 町民税務課、今庄事務所、河野事務所

必要書類 ①減免申請書 ②罹災証明書等(写し可)

※詳細につきましては、町民税務課までお問合せください。

■**問合せ** 町民税務課 TEL0778-47-8014

後期高齢者医療保険料の減免について

災害により、住宅や家財等に著しい損害を受けた場合、保険料の減免を受けられる制度があります。詳しくは、町民税務課までお問合せください。

【保険料減免の要件】

損害の程度	減免割合
家屋の価格の概ね3分の2以上の損害を受けたとき	保険料の全額
家屋の価格の概ね2分の1以上の損害を受けたとき	保険料の2分の1に相当する額
家屋の価格の概ね5分の1以上の損害を受けたとき、または家財その他の財産の概ね2分の1以上の損害を受けたとき	保険料の3分の1に相当する額

- 【必要書類】**
- 後期高齢者医療保険料減免申請書(お持ちでない方は役場・各事務所にあります。)
 - 罹災証明書(写し)
 - 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

【受付場所】 町民税務課、今庄事務所、河野事務所

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

年金のお知らせ

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015
武生年金事務所 ☎ 0778-23-1126
(自動音声案内「2」の後「2」選択)

豪雨災害により被害を受けた被保険者の皆様へ

国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)については、災害等により大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度(特例免除)があります。

対象者

災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

免除される期間

令和4年7月分から令和6年6月分まで

※免除申請は年度単位で行っていただく必要があります。令和5年度分(令和5年7月分から令和6年6月分まで)については、令和5年7月以降にお手続きください。

申請に必要な書類

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ※ 罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は不要
- ・ 罹災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し

【保険金・損害賠償金等が支給される方のみ】

- ・ 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し

受付場所

町民税務課、今庄事務所、河野事務所、武生年金事務所